

多動性障害児 1 例の行動変容過程
— 行動評価表による検討 —

柏厚生総合病院・遠藤まい
新潟医療福祉大学言語聴覚学科・吉岡 豊

【背景】

発達や言語，知的機能に関する検査は多く存在するが，これらの検査が不能である重度の言語発達障害児例に対して実施可能な標準化された行動評価表は存在しない。本研究では，検査が不能であった多動性障害の女兒 1 例に対して，柳谷¹⁾行動評価表を用いて評価を行い，どのような面に改善が見られたのかを検討をした。

【方法】

対象：2 歳時に多動性障害と診断された女兒で，初診(4 歳 10 か月)時の状態は多動が著明で椅子に着席することは一度もなく，対面しての発達，言語，知的機能の検査は一切不能であった。

手続き：毎回の訓練をビデオ録画し，全訓練期間中(4 歳 11 か月～6 歳 2 か月)に行動上の変化が明確であった訓練時期周辺のビデオを再生して毎回の訓練場面全体を通して特徴的行動の転記を行った。評価には，発達障害児のコミュニケーション行動を客観的に評価できるカテゴリーシステム改正版を用いた。この行動評価表は相互交渉を対人的と非対人的に分け，交渉の手段を動作と音声の 2 つに分類しており，大枠では 4 つのカテゴリーで行動を評価する尺度である。

【結果】

図 1 には訓練ごとに出現した動作による相互交渉の頻度を示した。この図から動作においては非対人的相互交渉が先に出現しているものの，最終的には対人的相互交渉が多い傾向にあった。

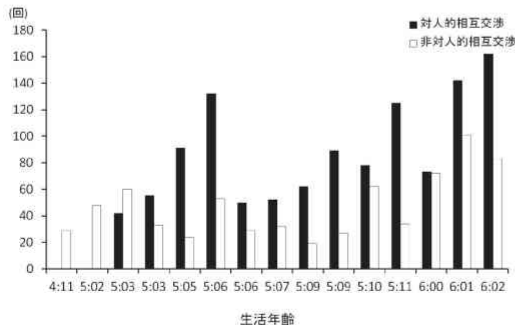


図 1. 動作による対人的相互交渉の出現頻度

次に，音声による相互交渉の変化をみたものが図 2 である。この図から，音声においても非対人的相互交渉が先に出現することがわかる。しかし，音声

ではその後も非対人的相互交渉の出現頻度が高い傾向にあった。

さらに，対人的相互交渉における手段の変化をみたのが図 3 である。この図から，動作による対人的相互交渉が音声より先に出現し，その後も動作による相互交渉が多い傾向にあることがわかる。なお，対面しての言語検査等は依然として不能であった。

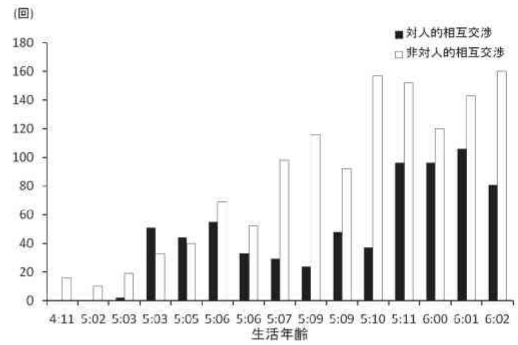


図 2. 音声による対人的相互交渉の出現頻度

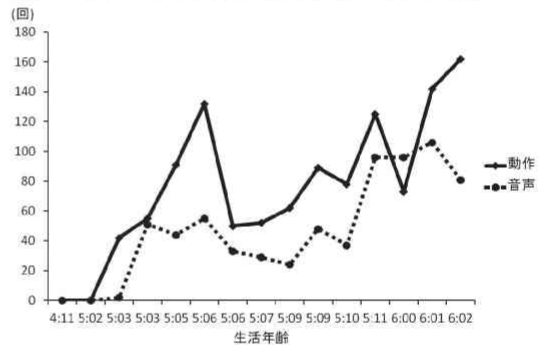


図 3. 対人的相互交渉における手段の変化

【考察】

本研究の結果，多動が著明な障害児においては，非対人的相互交渉が先に出現し，その後に対人的相互交渉が現れることが示唆される。また，本症例では行動面の変化が音声面の変化に先立って認められたことから，行動面に障害を有する例では，まず行動面の改善を図る訓練を優先する必要があると思われる。

【結論】

本研究では対面しての検査が不能な症例に対しても，行動評価表の使用によって臨床上の変化を捉えることが可能であった。このことから，対面しての検査が不能な例に対しては行動評価表が有効であると考えられる。

【文献】

1)柳谷聡子：発達障害児におけるコミュニケーション行動の評価指標に関する研究。札幌医科大学大学院保健医療学研究科修士論文：2004。